令和 5 年 4 月現在

取消処分者講習を受講される方へ

1　受講の対象

運転免許の取消・拒否等を受けた方、又は運転免許の取消処分が決定していたにもかかわらず、運転免許が失効したため取消処分を受けなかった方等は、新たに運転免許を取得する場合、過去1年以内に「取消処分者講習」を受けていなければ、運転免許試験（仮免許試験を除く。）を受けることができません。

2　講習の区分

(1)　新たに取得しようとする運転免許の種類に応じた区分の講習を受講してください。

○ 普通、準中型免許・・・・・・・・・・・・四輪（普通車）講　習

○ 原付、普通二輪免許等・・・・・・・・・・二輪（原　付）等講習

(2)　なお、「取消処分となった理由の中に酒気帯び運転等」及び「取消後に無免許で酒気帯び運転等」の違反がある方は、「飲酒取消講習」を受講しなければなりません。

3　講習の申込み

(1)　講習はすべて予約（指定）制です。

・　講習の予約は、本人が運転免許課（試験係の窓口）へ来所して、講習日の指定を受けて下さい。【注】電話での申込みはできません。

・　なお、奈良県内の指定自動車教習所で仮運転免許証を取得した方は、指定自動車教習所を通じての申込みができます。

(2)　受付時間

月曜日～金曜日　午前9時30分～午後0時00分

午後2時00分～午後4時30分

（土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日までの間を除きます。）

(3)　講習申込みに必要なもの

○ 本籍地の記載された住民票（申請前6月以内に発行されたもの）

○ パスポート、健康保険証等の氏名、生年月日等が確認できるもの

○ 仮運転免許証（四輪講習を申込む方のみ）

【注】四輪講習では路上講習を実施しますので、「仮運転免許証」を取得してから申込みをしてください。

4　取消処分者講習の流れ

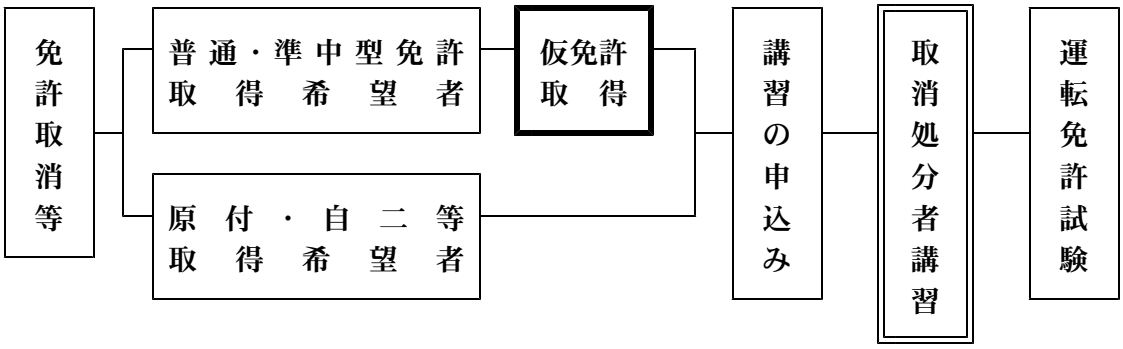

5　講習時間等

(1)　日数等　　2日間（13時間）受講

・一般の講習・・・・月曜日から金曜日までのうちの「連続2日間」

・飲酒取消講習・・・・月曜日から金曜日までのうちの「連続しない2日間」

※ 第1日目を受講後→30日間の飲酒日記を作成→第2日目を受講

（いずれの講習も、原則として土曜、日曜、祝日等を除きます。）

(2)　場　所　　奈良県警察本部交通部運転免許課

又は指定講習機関（奈良、法隆寺、橿原中央の各自動車教習所）

(3)　時間等

・奈良県警察本部交通部運転免許課、橿原中央自動車学校

第1日目　9時～17時、第2日目　9時～16時

・奈良自動車学校

第1日目　8時30分～16時30分、第2日目　8時30分～15時30分

・法隆寺自動車教習所

第1日目　10時～18時、第2日目　10時～17時

(4)　講習手数料　　30,550円

【注】　欠格期間終了前でも取消処分者講習を受けることができますが、講習受講後1年以内に免許を取得しないと、再度受講しなければなりませんので注意して下さい。
（取消処分者講習終了証の有効期限は、1年です。）

―――――　講習に関するお問合せ　―――――

○ 問合せ先

〒634－0007　奈良県橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課　講習第三係　　☎0744－25－7744

○ 問合せ時間

月曜日～金曜日　午前9時～午後5時

（土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日までの間を除きます。）